

令和5年度 流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見

令和4年12月9日

1 農業経営改善の充実

(1) 担い手への農地の集積・集約化

担い手への農地利用の集積・集約化を推進するにあたり、地域ごとの農地の状況、今後の農業経営や農地利用の意向調査を検討すること。

あわせて、農地所有者に貸借の理解を得られるよう、貸借制度の周知に努めること。

また、荒廃が進んだ農地の再生整備については、市独自の補助制度を広く周知するとともに、対象の拡充を検討し、遊休農地の解消と農地の集積・集約化の一層の促進を図ること。

(2) 担い手・後継者の育成

これまで農地の集積・集約化に取り組んできた担い手の負担は年々大きくなっている。営農が困難になった農地を引き受ける等、地域農業に大きな役割を果たしている担い手に対しては、さらなる支援措置の対象となるよう検討すること。

また、新たな担い手の確保のため、新規就農のきっかけとなるような農業体験制度、親元就農者や新規就農を目指す方への資金援助策の創設等、支援体制を強化すること。

(3) 安定的な営農活動への支援

安全な農作業環境を維持するため、農道、水路等の補修整備に対応できるように、予算確保を含め、取り組むこと。

生産資材や燃料費等の価格高騰により、営農が困難になることのないよう、支援策を講じること。

また、新川耕地では、周辺の開発に伴い、営農環境が大きく変化している。農耕車走行への配慮看板の設置や交差点への信号設置等の交通安全対策、水質管理や監視等の水利環境を維持する対策を実施すること。

2 農業への理解の促進

(1) 市民への都市農業のアピール

市街地農地は、緑の保全や災害時の避難場所等の機能も併せ持つが、営農には周辺住民の理解が重要である。

農業まつりや市民まつり等での市内農産物のアピール、農業者が行う体験農園や収穫体験事業の支援、生産者と消費者が意見交換ができる場を設けるなど、都市住民との交流接点を増やし、農業への理解を得たうえで共生が図られるよう努めること。

(2) 地産地消の推進

市内農産物の認知度を高めるとともに、新鮮な農作物を消費者に届けるためにも、個人直売や事業者との直接取引を促進する支援策を充実させること。また、市内農産物の販路確保のため、販売施設の集約等を検討すること。

学校給食への市内産食材提供拡大のため、多くの学校に安定して供給できる集荷や納品等の仕組みづくりを検討すること。

(3) 食育への貢献

小中学生を対象にした農業体験や農業を取り入れた授業など、食と生命の大事さが伝えられるよう、学校教育の充実に努めること。

(4) 都市農業の位置づけ

都市農業振興基本計画を早急に策定するとともに、農業の重要性を位置づけるためにも、農業振興地域の指定と農業振興地域整備計画の策定についても、農業者の意向を踏まえつつ、引き続き検討すること。